

節地約律 第二編卷之三

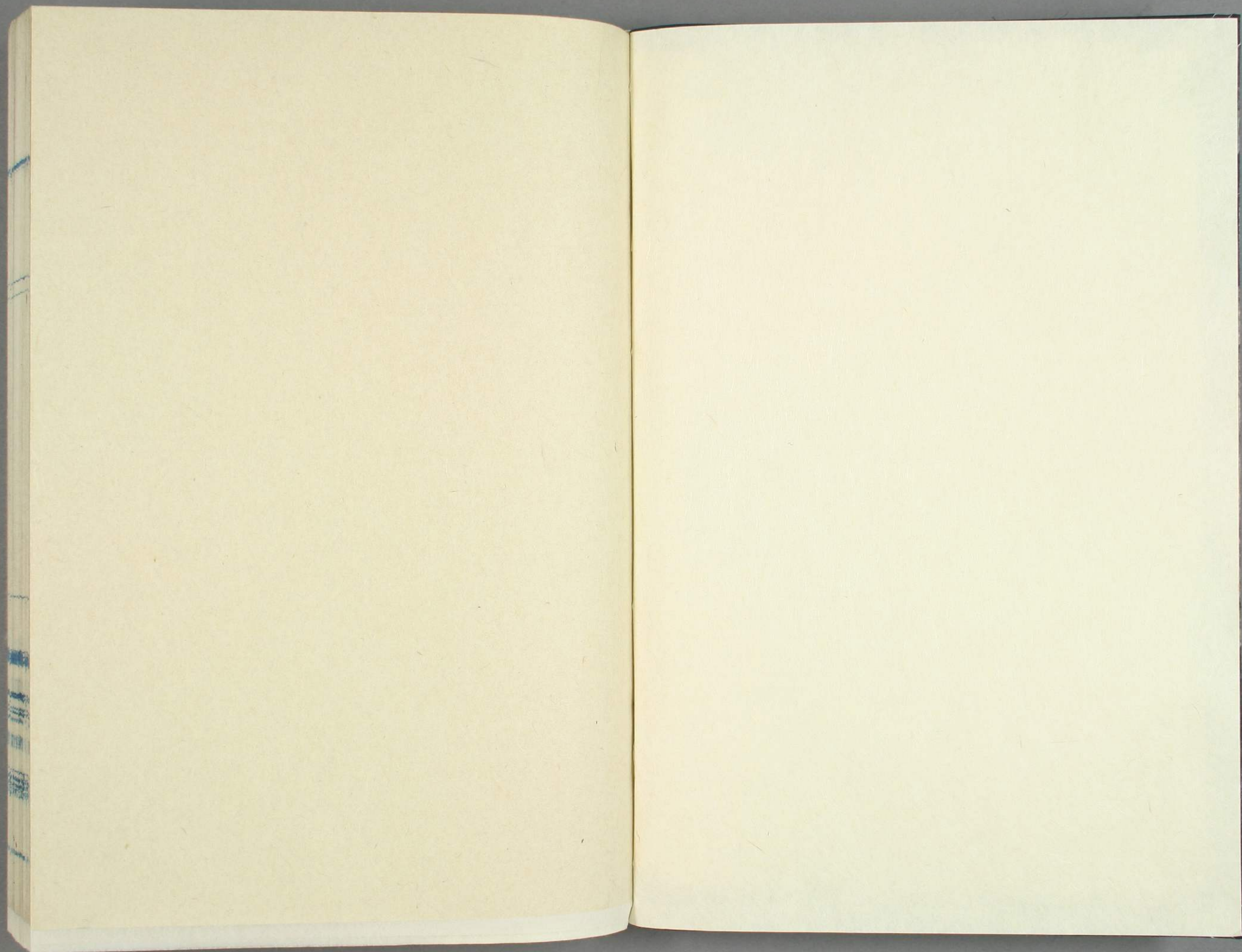
洋学文庫

文庫 8

C 158

11





節^{チツ}地^{テイ}約律第二篇
卷之四^三

チツテイ

節地約律第二篇 卷之三

目録

五^六他國人との約條^定の事

六^七法を犯せる者并小重罪小定^字りたる者の事

七^八商家分散の事

イ分散の前小取結ひ多る約條^定は向分散官

證の功驗の事 官證と云ふ分散人小其くら
官許の證書を云ふなり

ロ分散人官證多く免かれしる借金を拂ふ

申
三
三

つき約定の事

ハ官證を得たる^{各散人}外散人の約定の事

ハ大借財人の約定の事

ハ強説を以て取結ひたる約定の事

節地約律第二篇 卷之三 目錄終

お去なり

節地約律第二編 卷之三

五^六他國人との約定の事

凡そ外友を此國^{此書英人の著述なる故ふ}の臣

民と國內又を國外より於て約定を取結ぶを得る

之^有凡そ我國と親睦なる國の人を之を外友と

而して其人の本國と此國と親睦の間を右約定

より英國の裁廳に於て公事をなす^事得るなり

然^ハ兵外敵の約定を若し其人此政府の守護に依

睦

て此國に來れる者又ハ此國王の免許を授け
て此國に住む者あるは其約定今く虚無
となり法律に於ても公義に於ても當人又を代
人より右約定は何事も立る事相成らざる
なり愛よ愛譬へは當時英佛戦争中原本英佛の
國名なく又
ジョンスミス等の人名あり然れども錯雜の
誤り解し難きを以て今假ふ之を設けて省官
の理解なり然るは佛商ジョンスミス英國住居の英商
は供託スミスと為替手形を取組み而してジョンスミス其手

睦

形は書面の金子を佛國住居の英人ボリング
可被相拂（ボリング）旨を裏書して右ボリングへ相渡しボ
リング其手形ありスミスより金子を凌取ら
んとせられスミスこれを渡さんとてボリング遂
に公事を起し英佛の和睦を待てスミスを訟訴
せり是外敵の約定なり故以てスミス其書
面の金子を得る事能はざるなり
爰は外國人との約定あり而して其約定を未來

申
係

の事件ありて未だ取行われざる内は其人の本
國我國と戦争を及ひて其人我外敵となる時を
右の約定を破談となん

然れども又爰は外國人との一約定ありて右の
付公事の根元を其國未だ我敵國とならざる前
に起りある事ならざる唯戦争中のことを其公事を
なすの權なりと雖も和睦を待て後再び之れを
起すの理ありと云

睦

又爰は英人ありて久しく敵國に居り自分の勝
手を以て其地の本住居を定めある由相違なき
時を其身英人あるの權を失ひ我裁廳より出て公
事訴訟等致し事相成らざるなり然も若し中立
の國に居留せる英人敵國に於て本國の人品
物を賣り其代料として渡されたる金子借用證
文を付てる中立の格を以て我り裁廳より出て
公事を言ひ通ふ事を得ざるなり則ち是れ

ンボロ^{ンボロ}氏の言ひしに嘗て英佛戦争の時英人
瑞西國^{スウェーデン}に永住せし者ありけるが佛國巴黎^{パリ}に
ゆきて品物を賣買せり然るに英商又同所^{パリ}に於
て之を賣買の取し其代料として金子借用證文を
渡し其後此事公事となりしに其約定を取結し
る双方全く外敵の取しなきを以て其約定假令
敵國に於て取結しし者^之と雖^モ其全く^モ虚無とな
るに非^ズ且賣人買人共互に不正の取引を爲^ス

なきを以て右瑞國住居の英人其公事を言ひ通
ふ^ル先^にを得たりと云^ふ

又我り國と親睦なる他國に永住せし者の英人を
我り敵國の人民と商賣の取引をなせしむる其永
住せし土地の人別の免許を以て取行ふ時を故
障なくす

又我り國と親睦なる他國に敵國の軍艦中に於
て敵對の所行してこれを生擒り俘囚として英

國の連れ来れる者囚人中に取結ひたる約定
より假令囚人中と雖も公事をなすを得る
なり又敵國の俘囚となりたる英人をこれを外
敵と考ふくは先故に此俘囚より英國居住の
人と取組み而して外敵に裏書せる為替手形を
其戦争止みたる處まで右外人にこれを取用ゆる
を得たり

此法を犯せる者並に重罪に定まりたる者の

事

公私の事より法を犯せる者法律に於てこれ
を考ふる時を死人同様の者にして其身法律の
守護を失ひ右犯法の廉を回復するの爲に非り
されたる如何様の理ありと雖も裁廳に出る事
能ひ先故に犯人重罪人を其罪科の爲に其所有
物並に公事の權を悉く官に差出たり故に箇
様の罪人を假令其罪状決定の後より起せる

神北...
自分の催促事小付ての公事と雖^モ之を申出る
時ハ其犯罪の庸を以て即坐^ス之を論破せらる
なり

若し爰^ニ人ありて此の如き罪人ハ物を其^ノ有る
時ハ罪人其物を受くる^ヲ得^ルと雖^モ之を我
ノ所有として使用^ス得^ル蓋し其之を受く
る^ヲ得^ル者^ハ罪人の身^ニ此^ノ物を受取るの能力何
りて然る^ハ非^ズされ^ル共^ニ物^ヲを其^ノ有る^人の所

△罪人^{ヨリ}得^ルて
已^レ

行を虚無^クする^ヲ得^ルを以てなり又罪人^ハ
此^ノ物を使用^ス得^ル所以^ハ右^ノ施主其贈物
を再び取り返^ス得^ルる^ヲ非^ズされ^ル唯^ニ官^ノの獨
權^ニ申^テ其物官^ニ歸^スる^ヲ以てなり

又其身犯人^{多^ク}と雖^モ若し他人^ノの爲^ニ公事^ハ
其^ノ時^ハ犯人^ノの庸何^ノ故障^ヲも相成^ラざる^也
故^ニ死者^ノの跡片^ヲ附人^ヲを假令^シ其身犯人^{多^ク}
死者^ノの爲^ニハ公事^ヲを起^ス得^ルる^ニハ所^ノ役人^ハ
其身

申^テ...

犯人多しと雖も町人と共々他人を對して公事をなす事あり

法律の守護を度くしき犯人重罪人の権ハ唯一時^之これを差止らるゝと雖も再び^之これを回復する事能ハざる非^之故ハ大故ハあり又犯罪の廢或回復する時ハ罪人の形態消失して約定の能力公事の権も亦^之これを從て蕪生するなり又罪人と取結ひある約定を假令其罪人の不能

力一洗せざるも雖も右約定より罪人より其相手方^之對し公事或起^之事あり

七 商家分散の事

イ 分散の前^之取結ひしる約定より分散官

證^之分散人ハ其く^之ら^之官の功驗の事

分散の官證一般の規則ハ於てを催促人の貸金を申出する事相成らざるも分散人其物合を引續き度くるを免^之る事ハ同一の言葉あり而し

て催促人の之を取返す權と分散人の物倉を度
ふる事を并に消果あるなり

故に分散人の官證ありて其人分散せし時拂の期

限ふなりある借財并に官命ありて申出つく成さ

れある総の言ひ前催促又を斯の如き借財

言ひ前催促の申復の為に凡て其身を以て贖え

との事も於て之を免るを得るなり

又に分散人官證免許の後に分散人申出つき

免

借財言前催促の為に公事を起され故障を度く
る時を裁廳より出て其公事の根元全く當人分散
前の事より之を趣を申述て免免と雖も其
しを得る

然に分散の官證於て免せるに度に當人

の身并に其身より自らきたる品物よりて其他品物

他品物引取の借財等より於て之を許さ先に故に爰に地主あり

りて其地借人より承り吉とつくる者あり而して右

地主借金の形ふ栄吉より所持の手道具を取押
 へあり然るに其後栄吉分散し及び官證を度け
 て其物を取返せんり為ふ公事成起り多ふ地
 主其品物を返さしき事ハ裁決せられり
 又分散の官證を分散人の組合并ふ其約定仲間
 ありては借金を言據得目をもとめり
 又一般の規則あり於て若し官命よりて借財を
 申出るを得る時を分散人官證を得て其借金の

拘合を免るるを得るものとあらば猶又其借金
 不納ありて差出さしき借金を免るるなり
 而して若し催促人官命を以て申出さしき借金催
 促あり法律公義あり於て其裁判を度くる時を催
 促人右借金の外其公事より費せる諸入用を分
 散の時あり於て其高未だ明細ならば雖其
 を其時一同に申出さしき得るなり
 又催促人官命よりて申出さしき種々の催促を説き

述ふ事を取て此書の主意はあらはれど雖共其
中要目を挙げてこれ^之を論ずる事尤の如し
先第一の催促人分散の未だ分散せざる前
拂の期限は有る借金銭申出るのみならず
猶又分散の事を取窮り而して未だ分散の官命
を凌げざる前不明の事なく取結ひたる借金又
ハ催促を以て若し催促人其約定を取結ひ
る時分散の報告を得ざる時をこれ^之を申出る銭

得るなり

又格別の主意ありて金貨其他何物より分
散人ハ貸し渡して其者分散なり有る時
ハ未拂の期限来らば且其貸渡し方手形證文書
向又ハ他の引當物を取取らざるハ拘らば此
の如き借金或は其引當物を其時既ハ拂期限の
来りたると同様にして申出て而して此時残月
の利息分銭省きて他の催促人と同様ハ分散金

の割前を得るなり

又分散官命の出る時又分散の願書を差出せる
時右分散人の為小刑官の對し又公事の向凌合
人となり或る借金の場合を引凌け又右分散人
の證人となりし人ハ假令當人分散願書を差
出せる後或る右官命の後なりと雖其人の為
小全く借金を拂ひ或ハ借金の内一部分を拂ひて
其金高を皆済しめると記す分散の廢却以裁廳

へ申出たる借金の元催役人ハ代りて同様分散
金の割前等を得る也又若し元催役人其借金ハ
裁廳へ申出ざる時右自分みてこれを申出せ仮令
分散内決の後其請合人となりし時當人分散の
事を兼知の上にて致せる事なりハ前条の如置
を得る事と能ひ也よりて致せる事なりハ前条の如置也
英の女王「ウイクトリア」の法書第十二及十三卷第
百六篇の第百七十七章は曰く若し分散人願書

願濟めて官命の出る前小事物の成否は由て拂
 つき借金ハ事物の成否は由て拂つき借金と
 其大工と三ヶ月を以て右の仕事を終る時若
 若干金を拂ひ又其期月を以て終らざる時若
 干金を拂ふと約を約定し而して分散官命
 の下る前小事物の成否未定ならしと雖も時を
 約定の相手は此願ひ出るを相當の事と
 思ふ時右の拂を度くつき金高を定めんり
 為ふは此裁廳へ申出て而して其高の定まり

ある處にて之れを申立て分散金の割前を度取
 り此得る若し又其成否未定ならざる前其金
 高を取窮むる時其相手右事實成功
 の後其借金を申立て先分催促人は拂ひしる割
 前小構りら此其後催促人と共同一回の割前
 を度取り此得るなり但し右相手其借金の約定
 を取結ひしる時全く分散の事を兼知の上之
 ある時右の外置ふ及しざるなり

又同書百七十八章曰く若し分散致さるる商
人右願書願濟の前は事物の成功して拂ふべき
金子の拘合を約定し而して其成否未だ定らざ
且右願書願濟の前は其催促はつき金高と定ら
れ猶又此の如き公事して此法書の他章に於て
も其拘合を申出るを得ざる事あり之れある由
て其約定は取結する相手裁廳の指圖次第相當
の金高を申出ると許さるる——但し其事實を終

り且金高の定りたる處にて其催促を申出る事
を許さるる事とん

又事件の様様より裁官の一所存を以て分散
の時ハ決し難き償金を及令約定面より之れ許
取らざる事との理ありと雖も之れを散の時ハ之れを
申出る事相成らば故に若し人若干量の油を相
當の價より後日相渡すべき約定を取窮め而して
未だ其期日より至らざる前は其買人分散致し且
其官證は得たるより右買人其油を渡取事は

申す事

世々ざる銭以て公事を起さる。時を以て此の均
合ハさる銭得た又兼て約定せし品物を分散の
前小受取る銭欲をぬ時を前条の規則を以てさ
此を裁決さる。而して仲商荷主の差違より反
て品物を賣り多事小付右荷主より公事を起
さる。時を其仲商分散官證を得たるの廣銭
以て之銭言ひ拒く事能ひ也

又弥六岩吉兩人の公事小於て相手岩吉を故也

ヤロフ
イハルス

リテ訴訟人弥六の名當を以て取組外多る為替
手形もて既小拂期限の来れる残金銭拂ふ事
引渡け而して其後其了見を變じて猶此の上さ
月の時間も拂ふく。然らざれば、過料銭出
しと約せり。然る處岩吉間も多く分散し而
て官證銭得たる廣銭以て右引請の残金銭拂ハ
此又過料も出さる。故小弥六止むを得た自
ら此を引渡け多し。是も於て弥六岩吉小對

申
係

一 違約の庸致以て訴訟及ひ多々此公事
於て右の金子分散の時ハ拂ふべき期限ハ至リ
多る借金ハ之れを又事物成功の上にて拂ふ
べき借金或を請合の借金ハ白てハ分散の時ハ
之れを申出る事能ハ但し此の如き時を分散
人其身分散の庸致以て其物合を免るべきを得
と裁決せられぬ

又音藏半次兩人の公事ハ於て海老藏といふ
アウド。ハルトナ
エビ

者より音藏ハ返済ム及ふべき借金ありし由
て音藏より拂ふべき請合手形の金子を引渡け
し然る處海老藏自らの之れを拂ひしにて半
次ハ托し半次其請合金を音藏の爲ハ拂ふ事を
引渡け音藏の趣を兼知せし扱右の金子其年
の六月十七日拂期限となりし海老藏素より
之れを拂ひし半次も之れを拂ひしを以て
其期限ハ差かたり止むを以て音藏自らの之れ

申入川系

拂ひつりし同月廿日半次令散ふ及び其官證
を得たり然るも音藏より半次を相手取り訴訟
ふ及びけりふ半次令散の官證を得たりと雖も
其金を拂ふべき事ハ裁決せられたり其故を半
次令散の前ハ音藏より其價金取定めて申出
るの時間^之ハ^之れなきを以てなり

又爰ハ催促人あり貸金の爲ル公事を起し居る
る内ハ其相手令散ふ及ふ以て右の貸金を示

散ふ向申出べき借金^之とならん^之とあるも一旦
其令散前の公事ハ廢止するべし^之れ^之れ
を申出る事能はし而して令散ふ向公事を止め
て此の如き借金^之申出る事を催促人ハ取つて
其令散必願濟^之相成るべき見込を以て取計ひ
くる事なるべし併し若し其後令散願濟ハ相成
らざれば^之も再び最初の公事の権を起し事能ハ
すべし^之也

申
奉
一
係

神皇正統記

第四世「ゲヨ」の法書第六卷十六篇百廿七章、
又曰若くは散の官證よ由て借財を免うれ又
ハ催促人と相對りて借金の一部を拂ふて全
高の拂切となり又ハ大借財人となりて其借財
を許さず若くは重利を散ハ陥り而して其官證
を得ざる時ハ右分散ハ白すの諸入用の外借金
高一磅ハ白十五「シリリング」を催促人各々拂ふ
しき家資十分ハこれありふれば此官證を得

△注「我三兩二歩
我朱條」

□注「我十文八分餘
ニカシ」

と雖も、當人唯守舎を免うるを得ずのみ
但し當人の商具及び必用の家財又ハ當人並ハ
妻子の着用せる衣類の外後妻の家資什物を分
散取扱人の手ハ入るなり而して此取扱人の分
散の時當人の所有物を掌握せし。同様ハ其後
妻の物を取るの權を備へ居るなり又同居中ハ
從ハ再ハ官證を得而して借金高一磅ハ十五
「シリリング」を拂ひしるる分散人ハ後日品物を得

申
一
條

る也雖^レ右取扱人の對^スるの外他人の對^スて
更^ニ故障を變^ヘくる事^ナり又催^レ込人^ノ分散の所
有物を取り右の廉^ニ以て分散人の公事を言^ヒ
拒^クると令^レ散取扱人の手^ニ經^スる事^ナれば
^之これ^レ言^ヒ通^スる事^能は^レ又若^シ分散の前^ニ
拂^レ期限の来^リたる借金^ニ内^ニ當^ル人^ノ官^證を得^ル
後^ニ此^レ對^スて公事^ニ起^ル時^ニ及^テ令^レ當^ル人^ノ其^ノ官
許^ノの前^ニ其^ノ催^レ込人と借金^ニ返^シ濟^スの約定^ニ取^テ結^ビ而

して其家^ノ資^ヲ以て一磅^ニ付^テ十五^シリングを
拂^ス得^ル事^ナり雖^レ官^證の廉^ニ以て其公
事^ニ言^ヒ拒^ク得^ル事^ナり

又國外^ニ取^テ結^ビする^ニ貸^シ金^ノ回^シ復^スの公事^ニ付^テ及
令^レ其^ノ約定^ニ取^テ結^ビする^ニ國^ノの法律^ニ由^テ分散^ス
る時^ニ其^ノ借^シ金^ヲを免^スる事^ナり雖^レ其^ノ分散^スの官^證以
て此^ノ國^ニ於^テハ其^ノ公事^ニ言^ヒ拒^ク事^能
は^レ然^レれ^ト國外^ニ於^テ取^テ受^ケる^ニ分散^スの

此^レ以^テ申^ス
事^ナり

申^ス事^ナり

官證以て借金免ぐる事一般一此國の
人民と此國に於て取結ひぐる借金の公事の為
論破せらる事一又大借財人蔭格一蘭土の
大裁廳にて借金の為ふ己れの所有物を出して
其借金を免されぐる事一第四世「ウイルレム」の法
書第六卷及七卷の五十六篇の法一行われさ
る前ふを英國にて取結ひぐる貸金回復の為英
國の催位人一由て英國にて起されぐる公事の

神皇正統記

為論破せられぐる事一又令其催位人蔭格
蘭土裁廳に於て許されぐる借財人一對し抗論
あると雖一其催位人蔭國の法に從ひて此
借財人一家資の割前を度けぐる旨に申立
る一非されたるを回復する事能らざるなり
併し愛ふ第三世「チヨリヂ」の法書第四十九卷第
廿七篇に從はる「ニウフアランド」一英の國外
の裁廳に於て大借財人一許容せる官證の公事

管轄の地

申察一系

は於てハ格外の事あり則右の官證を本國に於
て取結する借金証許容し且此國に於ての公事
に向其官證を以てこれを論破する事を得るな
り是「ニウファウントラント」の裁廳を此國に於て右
借財人の所有物に取掛り又其僱役人を此國に
於て一同に割前を得るの權ありを以てなり又
舊國住居の商人舊國に於て取結する借金ハ舊
國に散の法に従て取行する引當物あり其借金

神皇正統記

を免るゝと同様ニ英國にて取結する借金を
も其赦免を以て言拒くことを得るなり又阿爾
蘭の分散の法を以て取渡ける官證を英國或
る舊國に於て分散の時拂ふべき借金をアル
蘭に於て取結する借金を言拒くの用をなす
なり

然れ共「ウエストミンスター」の裁廳に於て第三
世「ジョージ」の法書第四十九卷第二十七章に從

申奈川條

△後事再々

「ハ」ニウファウントラントル於て大借財人とな
リ而して其官證を得たる處に於て其廳を出て
再々借金許容の官證を得んと申出ると雖其
以を得る事と能ハざるべし然る前の官證を以
て公事を言拒く事とを許さず

口分散人官證より由て免れしる借金を掛
ふしき約定の事

近來より英國の法は於て及今より散人官證より由て一時

借金の拘合を免れる事と雖も其散人の借金を
後約を以て之を拂ふ事とせし但し其約定を
新との趣意を以て及り先且官證を得し其約
定を別して新規の趣意これなく且官證を得
る前後の拘りも異なる

然れ其其約束を其官證より拘りし其散人必自
身より其約束しき約定より其約束しき事而
して其約束の必し其他物を以て贖ふの約束

^之此れあるしうらさる此以て法律に於てを分散
 人其借金に拂ふべき[△]庶畧の書付に以て是る時
 有及令其内ふ^之此れを拂ふべき意を合弁あると
 雖も分散の官證の爲ふ^之此れを論破せらるし
 なり又分散人由て分散の時貸人亦拂ふべき
 期限の来りしる借金に分散官證を免うべき
 べき處其儀ふ及び^之此れして未存在せる借金を^之此れ
 を拂ふべき後約に在るの良趣意となるのしな

らは猶又分散人より最初金子に立替拂ひ^之
 る者亦對して分散人より^之此れを拂ふべき拘合
 も同様後約を在るの良趣意と且其他此の如
 き拘合を分散人より借金に拂ふべき不定或る
 確定の後約を在るの良趣意ありて并ふ其利益
 ありて^之拂ふべき約束に取窮むるの趣意あり
 然れ共^之議院の法律に由て分散人其官證を得る
 る後其後約を在る不當人又其當人亦差代り

申
系

て事或如置出る者も依て書記署名せる約書は
非されを及令官證を度しる後再約をなす。雖
其右官證を以て其拘合を免るるを、又分散
人の自筆にて認めると雖も其姓名を記する
不時之或十分の約書と取る事能は但當
人の實證を示はる書面の始或は其文中に已
れの姓名を認むる時ち外は姓名の書記な
雖も之れを以て十分と爲るなり。

然れ共若し分散人唯不定の約定をなす或る都
合次第返濟し及ふに約定は時ち貸入右
分散人其返濟都合の模様を申出ざるを得ず
併し前条に述べる法律の件々を近來英國の
於て頗る改革せり則ち近來の分散の條例は於
ては分散人官證を得る後ハ後約をなす。雖
其其官證の廢止以て借金免るる或得更ふ
其催促は拘合の事なす。

ハ分散人官證を得ざる時下の約定の事

分散人分散内決の後み取結ひくる約定を分散
の官證もて虚無となりしる借金或拂はんとの
約定を除くの外をこれみ拘合ふべき事更み疑
ひなき

然れ共令散取扱人各分散人の家財工具商具其
他當人望の必用物もて全價貳拾磅を出でざる
右の品物を除くの外當人分散の時又各分散内

決の後或る其官證を得るの前持領せる凡ての
家賃を收領すべき權或備しらるべきなり而して
右家賃も云々る言葉中より所謂私財並貸金の
とらるる猶又分散人の家賃み拘りある破約
み向其品右取扱人の手み入らざるべき又其
品の損傷せる時み公事を起して之取返し并
み其他當人の利益ともなはざる諸約定も向公事
を起さざる權も含有せらるべきなり

故不又右取扱人を當人分散の官證を得る前
取結ひしる約定の利益取領するの權を備へ
居るなり又若し分散人分散官命の下る前
の仕事を致しき約定取結ひ而して其官命
を度くる前も猶く其仕事を致し分散後
に至る迄終り而して爰も右仕事を終りしるる
分散人分散取扱人の代人として取行ひしる確證
これある時を其約定面の如く仕事成就の上右

△注
三秋三兩三分ト
三如六下九厘
二当レ

取扱人其仕料の全高を回復せしむ得るなり又
爰も學吉なる者尾形屋信而屋兩氏と七年の年
期より一周三ギニ一の給金致して奉公可致旨
約定取結ひあり然る處右兩氏損耗の故致以
て學吉も五百兩の全高を拂ひしむたり而して
右年期未終らざる前も學吉暇をりけ其後同人
分散し及びあり爰も於て右約定破断の處致以
五百兩の全高を回復せしき公事の權を全く分

申
三
條

△の頼みを受け
くる人より

散人^{取扱}の年小渡り事小取窮りたり又而散人未^レ官證
を受けざる前取扱本^レ散人相當の趣意を以て約定の
上金^多を^レ拂^レ取^レ渡^レけて^レ散人の家資等其俣
差置其後右官證下りくる如^レして其約定は拘ハ
ら先再^レ其家資收領せり然^レも此^レ事公事
外^レも取扱人再^レ之^レ收領せ^レる無理の如
置^レまらざる事小裁許せられ^レ如何とされ^レり
而^レ散人未^レ官證を得ざる前を敢て取扱人小對

△其家屋を

一其家資保守の爲^レ何事も可致^レ等^レ之^レ也^レ
是^レ全く^レ而^レ散人の越度^レ也^レ此^レ有^レ也^レ以^レて^レ又^レ
前段同様の理^レ也^レ未^レた^レ官證を得^レざる前^レ取扱
事^レ中取扱人知^レら^レざる催^レ促人の爲^レ也^レ破^レ開^レ致^レさ
此^レ直^レ而^レ散内^レ後^レ係^レ當人の得^レざる家資^レ等^レ取^レら
れ^レる然^レも^レ而^レ散人官證^レ得^レざる後^レ再^レ催^レ促
人^レと^レせ^レる^レ而^レ散人より其^レ不法^レ等^レ答^レめ
て訴訟^レ及^レび^レけ^レる^レ而^レ右^レ奪^レひ^レ取^レられ^レる^レ家資^レ取

四其者

申
一
係

△度ハ押領
あり者を後
これを改定
る事と

扱人の手入ら先して其俣催位人の所有とな
り是恰々押領の改定同様の理ありて訴訟人
此を回復する能ひざる事ハ裁許せられし
蓋し分散人分散内決後取結ひし約定又其
後取得する所有物ハ尙當人未だ其官證を
凌りたる内ハ取扱人の權ハ尙此^之ありしと
而して其取扱人の權ハ唯自ら分散人の所有物
の權を行ふのこゝろ其撰抜を行ふ迄ハ分散内

△分散人

決後取得する所有物の主たる則ち分散人なり故
及令當人官證を得たる内と雖共分散内決後當
人の取結ひし約定ハ尙正しく公事成
以^事得るなり
此事當今分明に確定せり故ハ未だ官證を凌
りたる分散人を取扱人未だ其事件ハ關係せ
ざる間ハ分散内決後當人の取結ひし約定ハ尙公
事成起^事し得るを以て規則とせ

申
系

鎮平鳥藏^抄兩人の公事を則右の主意以て裁許
トウマツシ
 せられしる公事の一例なり」
 此公事の或人職
 人を使用し書之し仕料を拂ふしる其勘定書或
 渡り置^きぐる處其後職人を散ふ及ひたるを以て
 或人より仕料の拂を虚無事なりとせし故に散
 人より公事を起訴たるは或人申立てし右勘定書
 を認めたる時職人未^もるに散前^も正^しれあり趣を
 以れ之を論破せり然るも散人の答ふ右仕事を

有^りたるを故内決後ふし且其仕事は全く自
 身并ふ家族取續方ふ内必用の為ふを家々する趣
 有^りし^りたり此時又或人の答は右書有^りを渡りた
 る時の職人未^もる^も官證^を渡り^しる趣を論^する
 是の故に双方の議論を却^り停^りられ評議の後散
 人勝^つ公事論^する停^りられ評議の後訴訟人勝^つ公事
 と裁決せられ多^し亦^も散人未^もる官證を得^るる
 間當人の拂ふしる金子借用證文又も當人の裏

書せる金子の手形より拂期限の来りある金子
を回復せざるの公事并ふ當人の賣渡せる品物又
を取行ひしる仕事或ハ^之れり為ふ取用ひしる
品物の價銭回復せしき公事ハ於てハ前股同様
の理^ハ以て裁許せられあり

然^レモ若し分散の時ハ於て唯當人の身ハ物り
ある約定^ハ摩つる當人の技巧努力^ハ用する約定
を取結ひて未^レ其事^ハ終ら先且當人の助力を

儼ら先して其約定を遂ぐる事能ひしる時ハ
右取扱人當人を^レて助力なき^レむる^ハ非され
ハ強て其約定を領取する事能ひしるなり又若
し分散内決後より官證^ハ得ざる前右様の約定
を分散人と取結ふ時^ハ當人の分散^ハ物り先
當人自ら公事^ハ成せぬ^レ権^ハ十^ハ分^ハ之^レれあり^レき^レり
此事未^レ論定せし

又^ハ章六^ハ春次郎^ハ兩人の公事^ハ於て分散人^ハ職人

マリスバルロウ

申
三
係

みて未だ官證を得ざる間其取扱人家資利益の
為ふ其職人を使用し時々其仕料を拂ふべき約
定此を以時を分散人其仕料を取扱人より回復
せざる^レ得ると裁決せられたり然^レ此公事の裁
許を甚疑ふべきに似多りと云

又前条の規則を分散人其身の努力を由て取り
得べき代料を回復せざる公事の外は適當とす
らざる事なる則ち財爰は分散人秘藏を家財の件

商にあり多分ある官證を得ざる前秘藏の爲
に家財を持運ふべき事を度令ひ^レせらるる爲ふ數多
の人車を雇ひ荷箱を用意し又一二の家財を修復
を加へ且^レこれら爲ふ多分の入費を拂ひ^レたり故に秘藏を
散の時取扱人の對する左の費用を裁り手は渡され
度旨を望みければ其仕料全く當人の力常より起り^レる
を以て分散官許の前後は拘はらぬ其仕料皆分
散取扱人の手に入らざること裁決せられ多し而し

△お世々々

申
三
三

△分散の時
右の

て近來の一公事ハ於て右同様の理以て裁
決せられし其公事ハ良廣官の醫師ハ散内決後
未だ^ハ~~ハ~~證據を得ざる時一友人ハ所有の藥品を賣
拂ひ約定し上りて其俟其品を所有して^ハ散前
の如く職業^ハ営み且又再ハ~~ハ~~藥劑を掛借致し
而シテ病客ハ其日藥品^ハ給し多^ク致以て^ハ其代
料^ハ回復せんとして公事^ハ起^ル當人自ら勞
力せし庸^ハ多きを以て其代料^ハ當人の手^ハ渡

と同様ハ其割前を取^ルを得^ル也但し其請合人とな^ル時
當人分散の事を兼知の^ハ間に挿入あり

ありしと雖^モ他の催促人

之れ^ハ許^ス此時^ハ自其權^ヲ失^フ且分散の條例ハ
於て此の如き公事の權^ヲ悉く取扱人の手^ハ取
るを以てなり

△分散の時主り
右の

て近來の一公事ハ於て右同様の理以て裁
決せられし其公事ハ良廣官に於て醫師ハ散内決後
未だ^ハ~~ハ~~證書を得ざる時一友人ハ所有の藥品を賣
拂ひ約定し上りて其俟其品を所有して^ハ散前
の如く職業に當り且又再ハ~~ハ~~藥劑を掛借致し
而シテ病客ハ其藥品を給し多^ク以て^ハ代
料以回復せんとして公事起^ル當人自ら勞
力せし庸多きを以て其代料^ハ當人の手ハ渡

ら^ルて^ハ分散取扱人の手ハ入りあり

蓋し分散前分散人の取結ひしる約定より金手
回復の爲ハ起せる公事の權を取扱人の手ハ落
入^ル多^ク以て右取扱人を分散人自己の名以
て斯の如き約定ハ付公事起^ルを許さ^レ但
^レ此^レ散許^ル時自其權を失ひ且分散の條例ハ
於て此の如き公事の權を悉く取扱人の手ハ取
り^テ以てなり

九 大借財人の約定の事

大借財人赦免の條例の恩典を官不關係せる借財を除くの外民間交際不屬せる借財或る債務の催促の爲る英國及「ウエールズ」國の獄中不繫るるに於ての囚人ニ及ぶなり而して此條例を以て赦免の法に外置の仕方大畧危の如し
右大借財の囚人を入獄の初日より十四日間不右赦免の勸願を差出せたり或る又其期日過ぎ

て勸願書を出せし雖も裁廳より之れを相當と考ふる時を赦免を凌ぐる事なり又若し囚人自ら右期日中不勸願書を出さざる時其催促人の中誰かして大借財人外置の法に従て當人の家資を分配の上赦免を相成旨に於て勸願書に差出せしを得るの權を備へたるなり
右の勸願書何もの道に於て差出せしに之れを差出して後を裁廳にて没収の命令と名づくる者

を取行ふなり而して此命令由て其身并ふ家
族の着用せる衣裳夜着蒲團又家業道具其他斯
の如き必用物全價を令せて貳拾^{カニ}磅を出せり品
物或除くの外本國の内外亦存る小拘りら先當
人の家資諸物及ひ其赦免を得る前當人の手
渡るべき百般の品物權威等又當人官裁を経
して出陣亦及ひ而して其赦免を得る前當人の
手亦渡るべき品物或を此赦免の前當人亦拂ふ

神戶縣

しく相成りある貸金共悉く一旦假取扱人の手
小渡りなり但し此假取扱人を其凌取りしる物
を他亦再び亦其出る事なく唯其終ふ^之に預
り置くるなり

又没収の命令出來し後裁廳にて當人の家資諸
物の本取扱人此命令より而して此取扱人を
其拜命の趣を裁廳亦申述く兼て仮取扱人の預
り置ける家資權威等悉く僱役人の為る凌取

神戶縣

なり)

若し當人自ら歎願昏を出し時を右没収の命令
後十四日の内或る又催促人より其歎願書を出
さし時を其命令を當人の通達の後十四日の
内或る又裁廳より期日延引少相成り多る事或
兼知致し時を猶其期日或過ぎて後と雖^ト當人
より借金並其所有物を認めたる一冊を裁廳
より差出さる)

其後法^ハ從て其者或外置の爲ふ裁官の前より呼
出さしき時日場所を取極め而して當人の歎願
書及び右一冊の真偽を取^レ証し並ふ其場立合人
の請合共双方相違^ハ此^レなき旨聞濟の上より裁
官初めて當人の出字を許し條例の恩典を蒙ら
る^ト也(なり)

又此赦免を蒙る時を没収命令の前當人の取結
ひする借金又ハ其催促人或る催促人ともなく

△差出せり

き人又ハ當人の名を以て裏書せる為替手形を
所持致せる者等^後出^後て前段の一冊中ハ名を記
されしる敷人の對し没収命令の時ハ拂期限の
来りしる借金を免れしるを得るなり

故ハ此法して支^ト救免を得る時其妻未嫁せ
ざる前の借財^トハ^ト拂期限の来りある借金の公事
ハ於て免^トし^トを得るなり且又婚姻前妻救免
を得る時其妻^ト家^ト資^ト書^ト上^トの一冊中ハ記載

せる支^ト借^ト財^ト免^トれ^トる^ト債^ト亦^ト之^トれ^トを^ト免^トれ^トる^トを得
るなり

△貸入り

而して議院の法律して若し人大借財條例の
恩典を蒙りある後^ト一旦^ト虚無^トとなり^トある^ト借^ト金^ト
回復の原又新約定を以て^ト之^トれ^トを^ト回^ト復^トせ^トる^ト公
事^トを^ト起^トせ^トる^ト雖^トも^ト其^ト條^ト例^トハ^ト申^トら^トれ^トる^ト他^トの^ト法
を^ト以^トて^ト再^トび^ト回^ト復^トの^ト裁^ト許^トを^ト得^トる^ト事^ト能^トは^トし^ト而^トして
若し右新約定の類を以て借^ト金^ト回^ト復^トの^ト公^ト事^トを^ト起

神

神皇正統記

さうし、時ハ當人既トハ大借財の條例ハ從テ全
ク其赦免成凌之ケ多ク趣を以テ之此を論破出ル
事成得敢テ他言を費出ハ及之ハトシ

又大借財人赦免と違ふ唯其時未取窮らさる贖償
ハ向テ言前を防ク事能ハ故ハ贖償ハ向テの
言前又之此之為ハ取結ハ之約定ハ引續キテ
許シ難キ割合の言前ハ向テ借人免ラ之事能
ハ此猶又其赦免前ハ頭ハ之者ト雖其理

△借財人ハ

不盡ハ取得スル利益の公事ハ向テ免ラ之成
得成故ハ大借財人ハ其入牢の前貸金回復の為
ハ取起サレ之公事トテ唯因循ハ流レ未之裁
許を凌之者ト雖ト之其赦免の時取究マ之ら
ス贖償ハ向テハ免ラ之事能ハ而之不正
子養育の諸雜費トシテ寺領地を差出之き約
定成取結之時其約定の本人借財赦免の法ハ
テ赦免を凌之と雖ト之其後引續キ之不之子

神皇正統記

諸雜費の拘合を得る事

又大借財人赦免南の唯當人より差出せる

家賃書上中の記載せる拂期限の来りし趣を以

て認めたる催借人との格段なる借財の付ての

に免るる事を得而して一般に此の如き催借

人拂期限の来りし借財の付て残らぬ免る

るを得る事故に大借財人を右書上中の

載せざる借金赦免し事能はれ但し催借人

より委細の頼或る公然となし難き事を以て

此の載せざる時を又別事ありし其故に不正の借

財を書上時大借財人の法則に依りて其の筋小附の

り必用無となし事を以てなり

然れども當人の右書上中の載せし催借人の

書記或る其借財の高小付て聊の相違これある

と雖も敢て此條例の恩典を蒙らざる事非し

故に若右書上中の記載せる文言及令に不行届の處

申
一
條

神
一
條

此^之あると雖も、當人より欺罔を以てせしめ、且^之これを誑
道せざる事明瞭なる時、^之の處に於て、^之の事
敢て^之いれり為し、其事實を害する事なし、故に議
院の法に於て、右書上中に、實高の相違ある時を裁
院の法に於て、其當人より拂ふべき借金又は拂
残り等、其書中に認めたるは、付其他、巨細、實高
あり、^之の^之て聊相違^之いれあると雖、^之共敢て悪
心を以て、^之の^之欺罔^之せざる事明瞭なる

時、其謬失を拘り、申なく、双方、實高、少道、其
條例に從て、其恩典を度くる事得るなり、^之而、^之て
當人、聊欺罔の心なく、^之雖も、^之其書上中に、全く誤り
て、實高七磅の借金を三磅とせし、^之之を認めたるは、^之
付、僱役人、^之の^之公事を起して、^之これを訟へ、^之時、^之
大なる相

違ふ、^之付、^之を前段の法則を以て、^之これを守護する
事能ひ、^之先、^之又、^之當人、^之赦免の、^之庸、^之以て、^之其公事を以て

五磅以上の

論破此多事能ハ先是則チ第一第二ウイクトリア
百十篇第七十一章の法ハ一トテ五磅以上を催促
人ハ其ハ一トテ[△]利益致奪ふハ其多致以てなり
又大借財人の赦免を當人為替手形を以て拂ふ
トキ借金ハ尙其^之れを所持せる者の名を其書
上中ハ認め又ハ其人名を知らざる趣を認むる
ハ此^之れハ^之れを免る事能ハ先故ハ議院
の法通りハ其手形を所持せる人の名を書上中ハ名を認

むる時ハ大借財人其手形ハ拍りハある諸人ハ
對一並ハ其本来の借金ハ尙免る事を得るな
り

又大借財人の赦免を年賦を以て拂ふトキ金子
或ハ證文又ハ他の引當ハ依て後來拂ふトキ借
金ハ免る事なり

又右書中の法則ハ依て取扱ふトキ借金を唯大
借財の外置を凌ぐトキ様ハなりトキ時其金高

を定むるを得べき借金のときは、故に若し右に
置を凌ぐる時を定め難き後、来事物の成否に由
て拂ふべき借金に之れある時を此の條例の書
面を以て其回復を免ぐる事能はば、故に若し
大借財人の赦免に由て廢止せる借金を當人の
生命請合證文を以て之れを拂ふべき事を請合
し而して當人右生命凌合金銭拂ふの約定をな
し或る貸人より之れを拂ひて當人より之れを

拂ひ返さすべき約定を此時に借財人の赦免を
以て其公事を言ひ拒く事能はば、然れ共
若し其借金に之れを如置さるべき金高を取窮
むるを得る時、譬へば年賦を以て若干の金高に
拂ふべき約定を此時に右赦免の廉に以て右借
金金高の回復を言ひ拒くは、是れりと先但し復
令其年賦の金子に右赦免の後、亦立るまで残存に
之れありと雖も、再び之れを回復せらるる事な

神皇正統記

又請合人大借財人の頼み由て右赦免前拂期
限ふなりしる借金を拂ひしる廉故以て赦免後
公事起し時を赦免の廉故以て之れを論破出
る事能ひ也

又右當人借金或拂ふべき目當^之れなくして虚
言欺罔を以て其約定取結ひ或る又託言を以
て事飾り其借金を返さざらんとして或ハ又怒

言笑語を用て借金或言ひ防ぎて以て公事訴訟
を延引せし免催促人を以て無用の金を費さし
め或ハ犯法の言語を用ひ又ハ世人を誑く或
る婚姻約定の破談し公事を起され又公事を
以て他人へ借金或拂ふしく相成りて其後已れ
る借金と相成り或ハ邪妬の所行し由て他人へ
拂ふべき借金し向或る誣言誹謗の爲の借金し
向又る其他総て當人の邪心を以て取討ひしる

不義不道の所行より差起りしる償金も向其俣
當人の借金と相成り居る事等裁廳ふ於て右の
事實を慥らふ見届くる時ハ赦免の廉故以て^之
此を免らる事能は然れと^此斯の如き時ハ
裁廳ふ於て右不義の借金或取除く時ハ直ちハ
赦免ハ相成るべき旨を申渡し且催促人よりの
公事の為ハ右不義借金の廉故以て裁廳の差當
み從ひ二年の間入牢の上早速差許さるべき旨

を申渡さるなり

又大借財人の公事を没收官命の前當人の取結
ひしる約定も向公事を起さるる時を其如置
分散人の如置ふ異なる事なり而して大借財人
より起ししる^約約定の公事も白てハ相手方ハ於て没收官命の廉^を
以て十分^之此言ハ防かるなり但し若し其
公事及過料の原因唯當人の身ものこ懸り而
て當人の家資ハ拘りらるる時ハ又別事多る

申渡さる

又若^此斯の如き約定不^レ付其公事の始まり
時右没収の官命未^レ存在中^之此れある時を其後
當人没収^の命令を免^れたる^ノ後^ノと雖
其^レ此^レ庸^レ以て其公事^レ言^ハ通^ル事能^ハ然^レ此^レ
共^レ歎^レ願^レ書^レ間^レ濟^レ後^レ以て結局の赦免前當人不^レ拂ふ
つき借金及び其他所有物不^レ付てハ其公事不^レ散
人の公事と相違^之此れあるつきや否此事未^レ疑
を存^スる所^ナり蓋^シ是^レ右結局の赦免前當人

△相手方より

不^レ拂ふつき借金又^レ當人の取得ある所有物悉
く右取扱人の手^ニ入^ル或^レ以て有^ル然^レ共^レ當人
身^ニ廢^レり廢^レ兩人の公事不^レ於て吉^ク右^ニ工^ノ門^ニ律^ル即^チの
旧^レ例^ニ依^リ大^ニ借^レ財^人を歎^レ願^レ書^レ間^レ紀^ノ後^且當
人裁^廳の命^ニ由^テ因^閉中^當人より約定^ノ上^賣
渡^セる^品物^ノ内^ニ公^事を起^スる^と定^メられ
し^り其故ハ右取扱人の中裁なき時ハ其相手よ
右約定より當人不^レ相當の庸^レ以て其言前を破

申^スル^ニ係^ル

事能ハさるるを以てなり」而して右を仮令
第一世「ケヨ」の法書第四篇第百十九章中の
裁決ありて此篇を當人因閉の間他人より相
拂ふべき借金及び所有物より當今行たる
處の條例中と同様の箇條ありと雖共然も
其實を右前段の事より當時行ふ處の法則と同
理を合むるも則第一世及第二世「ガイクト
リ」の法第百十篇中の規則を近頃其條例より從

△没収命令後
小至り

て裁廳の歎願書を出さる者を取扱人其間
入来り當人の貸金或催促あるは非されハ没収
命令後あり赦免前當人の拂ふべき貸金を
公事をなすを得る事と相成りたる故也
又大借財人の取扱人を没収官命の待ち而
して當人ある赦免を遂ぐる時間否給用の為不行
仕事の代料より取り扱人を所有する能は且此如
き公事を付て之を言ひ通す能は而して其公事

申察一係

の権ありと云
十の事あり

然れ共右赦免後他人より當人又拂ふべき借金を回復せしむべき権ありてハ官證を度たる分散人の公事と云れを一樣論せしむらハ其事實甚だ隔絶せし則是れ分散人官證を得るときハ右様の借金ありて敢て他人の手を結ぶ事なく自ら其公事をなすの権を保ち而して大借財人ありてハ之を全く相及し其赦免あり拘りらる

書上中み奉くる所ある借金を皆済し及ハ出でて尚残金あり間を其公事の権尚取扱人の手ありて當人これを専らする能はる而して取扱人其間に入りてこれを取捌く然れども赦免後借財人處置の恩典を度け其裁許を得たる借金を付新約定を以てこれを拂ふべきやう其借金を再興する時を當人の権全く分散人の位置異なる事なり是れ仮令其約

申
一
條

定より新規の趣旨を以て取結ぶ者と雖其英
國の法於て其約定を以て大借財人も亦分散人
も自ら之れは拘令事し能はざるを以て事
蓋し如此の如き約定を全く虚無となす非ありは是
を以て或人より為替手形を渡け合ひ而して其
金高當人大借財人の條例に從て既し赦免を渡
けたる一部外と新借金の一部外と之れを取合
せて其手形を出はるときを催促人より此新約定

の金高を回復する事を得る事と定まりたり
又第九世及び第十世「ウイキトリヤ」の法書第九
十六篇並に第七世及び第八世「ウイキトリヤ」の法書
第九十六篇より分散法則中に入らざる商人又
是れ此類の者是を譬を眞の商人非ありは平人
不用の品を拂ひ杯ある者を云ふ
りな既し借金三百磅以下の金高なりしと分散取
扱の裁廳、歎願を出し官の救護を頼るを得る
と定められたり而して右前段の法書より大借

申
三
一
條

財人右の歎願書を差出せる後、其時拂期限
となりたる貸金の公事、亦付假令^ひ當人其時官
り守護を凌^ぶり、結局の官命を奉せざる内、雖
も^之これを公事ある能^らざる事、定められ多
り
又右前段の法書の第十章、亦右結局の官命を右
歎願書差出^しの日、附前取結ひ^しる借金、亦公
事起^るる時、^之これを言防^ぐ出^しるを得^ず

△且つ此官命は
以て公事妙言
防^ぐ能^らざる

然れども、此官命は、付第七世及第八世の法書、第
九十六篇、第^二十四章の文言を、稍^く、^之れと相異
なる處ありて、其後世、第七世及び第八世、女王の
法書、日を此官命ハ、准借財人の其身のみの守護
を凌^ぶる、亦^非あり、^之此事、亦付一時、甚^く疑^を
生^じ多^し、然れども、其後漸く、其良説を得て、両書
の條例相異なる処なき事、亦一定せりと見^ゆる
り、則ち其前書の條例、亦^依れ、る歎願書差出^しの

申^す事^に係^る

前取結ひ多る借金を不^ら踐言防く^事を得又後
書^由の^由れハ當人より家賃書上中^に挙ぐる借金
のみを言防く^を得る^{以て}例^到底其理一途^に歸
出^る錢^{以て}なり

然れども大借財人右議院の法を以て守護を度
け結局の官命を得る時を其家賃書上中^に其
借財を誤て認め^りて其過失全く當人の欺罔
邪曲より出^るる^に非^れを^は依^ひ令^ひ其認中^に落^度に^之れ

ありと雖も^と催^は人より其不正^に答^めて無理
^之を^言通^ひ事^能は^るなり

凡そ強談を以て取結つる約定の事

凡そ約定を公明確定せんと^しる^にあ^るを^兼て前卷
に論せ^し如^く法律^に於^てハ其約定を取結^ぶに^双
方同心の一致を要^する^{なり}故^に不^約定を取結^ぶに^此
雖^も恐喝不道を以て^しる^時ハ^と雖^も今^も真^の約定
と^する^にあ^るなり^に而^{して}斯^の如^き模様を

以て成る時^る約定を則ち之を強説を以て取結
ひくる約定と云ふなり

又古書中より強説の約定は關係せる裁許の例
少からん然れ共此類の公事現今は互りて甚稀
なりと云故に此事は向てハ唯其要則を擧ぐる
を以て十分と云ふ

強説の仕方ハ二様あり一を實暴と云ひ二を虚
喝と云ふなり

△を以て因人
其苦みを免
かれんが爲め
約定を取結
ぶ時を

備へ通例の因閉又ハ他の仕方より實人を因
閉する者若し其^之れを因する事法より又ハ
法より通ふ雖^共其外置苛酷は過ぐる時^ち則強
説の約定よりして虚無と云ふを得或は又
飲食錢給せざる等の如き非常の苦難を蒙り而
して其當人此の如き苦難を免かれんが爲に己む事を得
取結ぶ約定は強説と同約定を取結ぶ時を同じ
約定虚無と云ふを得也

△約定を

然れども尚又若し裁廳より至當の裁権を以て
 禁獄せらるる時其囚人囚より差出せしめ約定を右
 閉の廢致以て全く虚無となし事能ハざる也
 又春吉秋藏兩人の公事一旦裁許の後相手秋藏
 再ハ公事を起さしき好事實也れなきを以て右
 訴訟人春吉の對し若し地面證文、調印なき
 不時を久しく獄中に入れ置くしき旨を以て初
 うし而して之れを其後繋ぎ置きたり故に春吉

已む事を得た獄中於て之れを調印し出陣
 多事成得たり其後春吉此事を遺憾し思ひ素よ
 り謂れなくして入獄致されざるを以て其證文
 を虚無となし多き旨訴訟し及ひ多し然るも此
 時裁官ブリゲコンに由て春吉囚獄の儀を官法
 を以て囚獄致され多きを以て強訟の例格を取
 りて之れを裁許多事能ハ然れ共素より公
 事の元固なくして囚獄致されざる虚を以て宜

〜其價金を取ら〜と申渡されたり

蓋し人若し私訟を以て囚閉致さる〜間取結ひ

多る約定し向又を実情の元因之れなくして借

金の為め獄中之に繋られ居りて取結ひ〜る約定

と雖之其不明の事之れなきを強訟の裁許之に落し

て之れを虚無なる事能はざる〜

然れ共之爰し人あり其所持の品物之に付或人の為

し其品物を盗物之に之れあり之既し裁官之に於て

其證據を見届け〜り依て今金子證據文を相渡し時

ハ囚閉を許さる〜る旨致して威され而して其

囚捕を恐れて之れを相渡し時ハ強訟の例格致

以て當人其證文之に拘り合ふ事なり是れ其所行

全く虚喝妄訟之に出る事明瞭なる致してなり

又也此公事之に付正明の規則之に於て若し人

を囚閉之し事更之に不法の事之に之れなき時之に之れ

を囚閉せ〜る目標致して取結ひたる箇條

を敢て虚無やな先能り然れと若し其因閉
り付不明の事^之此れなりと雖と其因閉の腐ふ
附け入り**本**来の目標ふ相及し多る餘事の證書
等或言通さんと此の時を素より強詭の所為ふ
^之此れある事以て^如此き約定の箇條を虚無とな
らざるを得也

強詭を以て取結たりある約定より其強詭の仕
方亦四様あり第一より其生命を奪ふより恐喝也

以て此多事第一より四肢を断つもの恐喝也示
況事第一より四肢を傷害也つぎ脅也以て威也
事第一より其因捕也つぎ恐喝也以て此多事

但し恐喝也以て取結たりある約定より唯僅ら
し射を打擲し或ハ土地品物を奪ふべき威を示
し取結たりある約定より拘合をさる事得ん是
れ法に於て其約定を取結ふ双方何れの方より
^如此き傷害也凌ぐるると十分^之此れを返報也

申志川集
き事致得べき致以て右の虚喝を尋常智力兼備
の成人の對して強ち強詭の格に落して其約定
を虚無となす不^非ありざるべき致以て有り然れ
ども若し直ち不其危難を凌ぐべきやう迫られ
踏みて過料を以て^之れ致償を^しむる能^すざる
事あり其場不立事り成人と雖共^も之^れを抗^すざる
能^らずして己^を得^ん其約を取結ふとき元
より其所行強詭^の之^れあり致以て其約全く虚

無となすなり

又古書中の家屋を焼亡さるの虚喝を示して取
結を^しめざる約書等^の付て^之れを虚無となさ
んとさるるを十分の強詭となさざる事間々其
例^之れあり然れ共此事現今不^立りて如^此其^所
行を以て取結ひざる約定を全く虚無となさ
き十分の強詭^の之^れありま^るや否^ま疑^ふ
べき所とせり

強談を約定を取結ふ當人自ら凌る非はこれ
ハ虚無ハ能ハを以て若し他人少之と
此ハ關係出事となく他人の凌るハ強談を
免かれんハ為め約定を取結ふとき此約定を
虚無トなる非は然レ若し本人ハ
代りて代人其本人入獄致さハ難を同様ハ
凌るハ強談を取結ふとき元より
強談の所業ハ虚無トなるハ又強談を凌る

身
しき人を救はんハ為め他人其人の代ハ約定を
取結ふとき其約定虚無トなるハ故ハ強談
を以て無理ハ妻又る子供取結せハる約定
る其又る兩親取りて虚無トなるハ而
て佛國の法ハ強談を以て取結ハる約定
る其當人のみならず尚ハ又夫婦並ハ其骨肉親戚
み取ハる其約定ハ虚無トなるハ原因ト又
若し他人より人の獄中ハ再び返さるハしきハ因

申入一系

て此罰金として五十^{ポンド}を相拂ふべき趣を以て
其證書を渡さしむる其證書虚無なる者なり是
れ素より不正の因閉しむる具の士官する者ハ
如此^{の如}に囚人の職務を償ひ又右の金子を相拂
ひて^之れを救助するの理^を取れなきを以てなり
又強談を以て取結ひある約定を其強談を蒙り
くる者より^之れを行ひくる者ハ對して断然^之
れを言通^の事^を得るなり

神志川縣

又佛蘭西の法律と同様ニ我々英國の法律ハ旅
て々實暴虐喝の所業を以て取結ひくる約定を
其所業終りて^後の^之れを取極め又右虚無とな
るなり

又強談の所業ハ簡約の公事ハ於て為現今悉く
論破せらるるなり

申入一系

約例法論
節地約律第二篇 卷之三終

和
志
具

